

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和6年度）

作成日 2024年10月22日

最終更新日 2024年10月22日

本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況 1
 経営協議会による確認 1
 監事による確認 1
 その他の方法による確認 2
 国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況 2
 ガバナンス・コードの各原則の実施状況 2
 ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等 2
 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容 3

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2024年10月22日
国立大学法人名		国立大学法人群馬大学
法人の長の氏名		石崎 泰樹
問い合わせ先		国立大学法人群馬大学 総務部企画評価課企画係 TEL：027-220-7015 E-mail：kk-akikaku1@ml.gunma-u.ac.jp
URL		https://www.gunma-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>■確認の方法</p> <p>経営協議会委員に対して9月10日から9月20日までの期間において意見照会を行い、令和6年度第2回経営協議会（9月20日開催）において、国立大学法人群馬大学における適合状況について、昨年度からの変更及び改善事項を説明するとともに、全ての原則に対して適正なガバナンス体制が構築されているかどうかを審議した。審議の結果、適正に実施されているとして了承された。</p>
監事による確認		<p>■確認の方法</p> <p>9月20日経営協議会後、9月24日から10月3日にかけて監事による確認を行った。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>■監事からの意見</p> <p>国立大学法人群馬大学におけるガバナンス・コードの適合状況に関する報告書を審査したところ、実施状況及びその公表に関しては、適正であると認められる。</p>
その他の方法による確認		<p>当法人では、経営協議会及び監事により適合状況の確認を行っており、その他の方法による確認は行っていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則2-2-1～原則2-2-3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、すべての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		<p>当法人は、各原則を全て実施している。</p>
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>該当なし</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>群馬大学では、国立大学法人が果たすべき社会的な役割であるミッションとして基本理念を定めている。基本理念を踏まえ、国立大学法人の方向性や目指す姿として、「地域に根ざし、知的な創造を通じて、世界の最先端へとチャレンジし、21 世紀を切り拓く大学へ」をビジョンに掲げ、改革プランとして取り組もうとする事項の工程表を示し実行している。また、基本理念及びビジョンに基づき、教育、研究、社会貢献、国際交流、大学運営に関する目標を定めている。これらに加え、基本理念を踏まえた教育・研究の実現に向け、令和 3 年 4 月に就任した石崎学長が任期中に重点的に取り組む事項を定め、「学長ビジョン」として学内外に公表した。令和 6 年には、長期的なビジョンを明確にすることを目的として、本学が 2040 年に目指す姿について「群馬大学将来像」を策定した。</p> <p>また、ビジョンの実現を目的として、目標及び学長ビジョンを踏まえ、具体的に達成を目指す水準を第 4 期中期目標で示し、これらの水準を達成するための具体的な戦略として第 4 期中期計画を策定のうえ、取組を実行している。</p> <p>なお、第 4 期中期目標及び中期計画（令和 4 年度から令和 9 年度）は、過半数が学外者で構成される経営協議会や関連する産官金機関等との意見交換会等により多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに経営及び教育研究に関する重要事項を協議する戦略企画会議（現経営戦略本部会議）や同会議の下に設置した「第 4 期中期目標・中期計画策定部会」において協議を重ね、多角的な意見を踏まえて策定したものであり、ホームページにおいて公表している。</p> <p>（基本理念） https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735</p> <p>本学が、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として宣言している基本理念は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。 2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。 3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(ビジョン・戦略)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909</p> <p>本学のビジョンを実現するべく、第3期中期目標・中期計画（平成28年度～令和3年度）を踏まえた取り組むべき改革を示したものである。学長のリーダーシップの下、多様な資源を活用して、本学のビジョンの実現に向けて様々な改革を実行している。</p> <p>(目標)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1737</p> <p>基本理念の下に、教育、研究、社会貢献等（国際交流含む）及び大学運営の各目標を定めたもの。</p> <p>(中期目標・中期計画)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</p> <p>国立大学法人制度の創設以来、国立大学法人の活動は、中期目標・中期計画の策定と評価を基本とする制度設計となっている。</p> <p>第1期（平成16年度～平成21年度）、第2期（平成22年度～平成27年度）、第3期（平成28年度～令和3年度）、第4期（令和4年度～令和9年度）というように、6年間の期間毎に文部科学大臣が「中期目標」を定め、それを達成するための「中期計画」を本学が定めている。</p> <p>(経営協議会議事要旨)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/out008_002/g111661</p> <p>2021年度の経営協議会において第4期中期目標・中期計画を審議した。</p> <p>(学長ビジョン)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001</p> <p>令和3年4月1日に石崎学長が就任し、任期中に、教育、研究、社会貢献、経営において重点的に取り組む事項について、学長ビジョンとして定めたもの。</p> <p>(理念、目標、計画等の関連)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g142217</p> <p>本学の基本理念、ビジョン、目標、中期目標・中期計画の関連性を示したもの。</p>
補充原則 1 - 2④		中期目標・中期計画の進捗状況の確認及び検証を目的として、大学評

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>評価室を中心とした「中期計画カルテ」による自己点検・評価を年度終了後に毎年度行い、その結果をホームページにおいて自己点検・評価報告書として公表することとしている。</p> <p>自己点検・評価結果は各学部等にフィードバックし、次年度の取組や新たな課題の設定に反映させることとしている。また、その結果を、次年度以降の自己点検・評価報告書により報告することとしている。</p> <p>(大学評価)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001 (中期目標・中期計画に係る自己点検・評価)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g107803</p> <p>本学における自己評価（本学又は学部等が自ら行う点検及び評価）及び外部評価（本学又は学部等が主体となって自己評価の一環として行う、学外者による検証及び評価）の実施並びに認証評価（学校教育法第109条に規定する認証評価機関が行う検証及び評価）及び第三者評価（国立大学法人評価委員会その他の機関が行う検証及び評価）に対応するため、国立大学法人群馬大学大学評価室を設置している。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>経営及び教学に係る運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会の法定会議のほか必要に応じた会議や組織を設置し、役員（学長、理事、監事）、副学長、学長特別補佐が必要に応じて当該会議や組織の構成員となって、運営している。その権限と責任については、学内の規則においてそれぞれ以下のとおり制定しており、それらに関する機構図、規則や氏名・担当業務を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。(国立大学法人群馬大学組織規則 第5条) ・理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。(国立大学法人群馬大学組織規則 第6条) ・監事は、本学の業務全般を監査する。(国立大学法人群馬大学監事監査規則 第3条) ・副学長は、学長を助ける。副学長は、学長の命を受けて校務を分担することができる。(群馬大学副学長に関する規程 第3条) ・学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に当たる。(国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程 第3条)

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(機構図)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1703 本学の管理運営組織として、学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐並びに役員会、経営協議会、教育研究評議会等の関係性を示している。</p> <p>(群馬大学規則集)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/ 本学の諸規則を掲載しており、前述の学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐の各権限を規定した、「国立大学法人群馬大学組織規則」、「国立大学法人群馬大学監事監査規則」、「群馬大学副学長に関する規程」、「国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程」を掲載している。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708 本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員(学長、理事、監事)については経歴も公表している。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「国立大学法人群馬大学人事の方針」において、若手・女性・外国人等の積極的採用やテニュアトラック制度の活用などの全学的な方針を定めるとともに、本学のポジティブアクションとして、若手、女性研究者等を積極的に採用する旨、公募要領等に記載している。なお、令和3年9月に、同方針を改正し、年齢構成を意識しつつ職位のバランスにも配慮する旨及びダイバーシティの確保の記載を追加した。</p> <p>(国立大学法人群馬大学人事の方針)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf</p> <p>「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン(平成31年2月25日文部科学省)」や「統合イノベーション戦略2020(2020年7月17日閣議決定)」などを踏まえ、本学においても、計画的かつ戦略的に人事配置・人材育成等を行うため、年齢層別の在職比率などの現状値や、今後の自然変動要因等に基づく将来推計等を実施し、その結果を学内に共有するとともに、本務教員の年齢構成等を公表している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(国立大学法人群馬大学本務教員年齢構成表) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/10/0ea0c2f0b96fda57fbd0edd608b739a4.pdf (教員年齢構成の推移・推計) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/10/b081e2e0e677d2826094e8fcd65b8df7.pdf</p> <p>「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」及び「群馬大学ダイバーシティ推進基本方針」を策定し、性別、障がい、国籍、性的指向・性自認、宗教、年齢、価値観など、より広い視点でのダイバーシティを推進し、全ての構成員が、その個性と能力を最大限発揮できる学内環境の改善を行うべく取り組んでいる。</p> <p>(群馬大学ダイバーシティ推進宣言及び群馬大学ダイバーシティ推進基本方針) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化 するべく行う活動の ために必要な支出額 を勘案し、その支出を 賄える収入の見通し を含めた中期的な財 務計画</p>		<p>(国立大学法人群馬大学 第4期中期計画) ※p15-21 https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/04/02_keikaku_20220330.pdf 国立大学法人法第31条第2項に基づき、「中期計画」において収支計画及び資金計画を定め公表している。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び 成果等(法人の活動状 況や資金の使用状況 等)</p>		<p>【補充原則 1 - 3 ⑥関係】 財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表するとともに平成 30 事業年度決算より財務レポートを作成し、当該年度の費用と成果等を公表している。</p> <p>(財務諸表) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894 本学における教育・研究・診療等にかかる財務情報(財政状態、収支情報、資金状況等)を示す書類で、国立大学法人法において作成及び開示の義務が定められているもの。</p> <p>(実績報告書) ※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における「業務の実績に関する報告書」</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790</p> <p>（財務レポート）※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レポート」</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</p> <p>学生・保護者・卒業生・企業や自治体の皆様、そして地域の皆様など多くの方々に向けて、本学の財務諸表をできる限り分かり易く伝えるために作成したもの。</p> <p>また、教育研究の成果等については、全学の広報として以下のとおり公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学ホームページのプレスリリース（報道発表）で公表 ・県庁記者クラブへのプレスリリース（報道発表） <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在県新聞各社の記者を対象にした「記者会見」の開催（記者会見） <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349</p> <p>※記者会見（2022年度から定例記者会見を名称変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS（YouTube、X(Twitter)、Facebook、LINE、Instagram）公式アカウントによるリアルタイムの情報発信（群馬大学 SNS 公式アカウント） <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「GU'DAY（グッデイ）」、各種ニュースレター等での情報発信（広報誌 GU'DAY（グッデイ）） <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬大学研究活動報「水源」での情報発信（群馬大学研究活動報「水源」） <p>https://research.opric.gunma-u.ac.jp/public/suigen/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発目標（SDGs）に関連する群馬大学の取り組み事例の公表（持続可能な開発目標（SDGs）に関連する群馬大学の取り組み） <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g61460</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>【補充原則 4 - 1 ③関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 事業年度より財務諸表の附属明細におけるセグメント情報において学部毎に費用・収益等を公表している。 ・財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表するとともに平成 30 事業年度決算より財務レポートを作成し、社会に対し、よりわかりやすい形で当該年度の費用と成果等を公表している。また、今後に向けては、教育や研究、社会連携の成果等の非財務情報をより重点的に公表するなど、ステークホルダーに対し、より丁寧な説明をするため、開示する内容や手段を検討中である。 <p>(財務諸表) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</p> <p>(実績報告書) ※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における「業務の実績に関する報告書」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790</p> <p>(財務レポート) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レポート」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担い る人材を計画的 に育成するた めの方針</p>		<p>「国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針」として、法人経営を担い得る人材の育成方針を作成し公表している。フォローアップについては十分にできていないと認識しているため、今後、役員により構成する「経営戦略本部会議」において実施状況をフォローアップしていくよう、検討を進めている。</p> <p>経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナー「大学教育の在り方について」の開催や職階別「課長・副課長級職員研修」を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する「部課長級研修」、「会計事務研修」、「大学マネジメントセミナー」等に教職員を参加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。</p> <p>また、「経営戦略本部会議」において、①学長を助け機動的な大学経営を加速する「副学長」及び学長のマネジメント機能を強化するための「学長特別補佐」の活動状況②経営人材育成に関連する取組状況について協議を行い、継続的なフォローアップを実施することとしている。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐) ※副学長、学長特別補佐の項目参照 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）については経歴も公表している。</p> <p>（国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針） https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf</p> <p>「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学長を補佐するために、理事、副学長、学長特別補佐を配置している。それぞれに役割や担当する業務を明確に設定し、ホームページに公表している。</p> <p>また、経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナー「大学教育の在り方について」の開催や職階別の研修「課長・副課長級職員研修」を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する「部課長級研修」、「会計事務研修」、「大学マネジメントセミナー」等に教職員を参加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。</p> <p>（役員・執行役員・副学長・学長特別補佐） https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</p> <p>（国立大学法人群馬大学役員等について） https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</p> <p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）については経歴も公表している。</p> <p>（国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針） https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf</p> <p>「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。</p> <p>（国立大学法人群馬大学組織規則） https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011010.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>(群馬大学副学長に関する規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023090.pdf 副学長は、学長を助ける。副学長は、学長の命を受けて校務を分担することができる。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023100.pdf 学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に当たる。</p>
<p>補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由</p>		<p>本学は、運営方針会議の設置が必須とされていないため、任意での設置について、学長及び常勤役員が参加する 2024 年 7 月 24 日の経営戦略本部会議において協議し、運営方針会議を置かないことを確認している。</p>
<p>原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は原則、毎月第 1・第 3 水曜日に開催し、重要事項について十分な検討・討議を行っている。また、適時かつ迅速に対応するため、必要に応じて臨時で開催している。 その議事要旨は、ホームページに公表している。</p> <p>(役員会の審議事項) 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項</p> <p>(2) 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) 内部統制に関する事項</p> <p>(6) その他役員会が定める重要事項</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄																					
		<p>(役員会議事要旨)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g30123/yakuinkai2023</p>																					
<p>原則 2 - 4 - 2</p> <p>外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>外部の経験を有する人材を活用し、法人経営の強化を図る観点から、6名の理事のうち2名(うち1名は女性)は、行政及び民間企業経験者等を学外から登用し、理事の経歴及び選考理由を、本学ホームページで公表している。</p> <p>また、「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、教育研究の一層の活性化と個性化を実現するため、ダイバーシティ推進センターを設置しており、前述の学外理事を学長特命(男女共同参画・ダイバーシティ担当)理事として配置し、ダイバーシティに関する業務を掌理させることで、同業務を積極的に推進している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</p> <p>【理事就任以前の主な経歴】</p> <table border="1" data-bbox="587 965 1442 1738"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>担当・特命事項</th> <th>就任以前の主な経歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林 邦彦</td> <td>理事(教育・評価担当)</td> <td>学長特別補佐、副学長</td> </tr> <tr> <td>花屋 実</td> <td>理事(研究・企画担当)</td> <td>学長特別補佐、企画戦略室長、副学長</td> </tr> <tr> <td>坂本 淳一</td> <td>理事(総務・財務担当)</td> <td>文部科学省、筑波技術大学理事・事務局長、東京学芸大学副学長・事務局長</td> </tr> <tr> <td>齋藤 繁</td> <td>理事(病院担当)</td> <td>集中治療部長、患者支援センター長、保険診療管理センター長、副病院長</td> </tr> <tr> <td>五十嵐 優子</td> <td>理事(学長特命(男女共同参画・ダイバーシティ)・非常勤)</td> <td>群馬県生活文化スポーツ部長</td> </tr> <tr> <td>近藤 潤</td> <td>理事(学長特命(産学連携)・非常勤)</td> <td>株式会社 SUBARU 取締役会長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(群馬大学ダイバーシティ推進宣言)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877</p>	氏名	担当・特命事項	就任以前の主な経歴	林 邦彦	理事(教育・評価担当)	学長特別補佐、副学長	花屋 実	理事(研究・企画担当)	学長特別補佐、企画戦略室長、副学長	坂本 淳一	理事(総務・財務担当)	文部科学省、筑波技術大学理事・事務局長、東京学芸大学副学長・事務局長	齋藤 繁	理事(病院担当)	集中治療部長、患者支援センター長、保険診療管理センター長、副病院長	五十嵐 優子	理事(学長特命(男女共同参画・ダイバーシティ)・非常勤)	群馬県生活文化スポーツ部長	近藤 潤	理事(学長特命(産学連携)・非常勤)	株式会社 SUBARU 取締役会長
氏名	担当・特命事項	就任以前の主な経歴																					
林 邦彦	理事(教育・評価担当)	学長特別補佐、副学長																					
花屋 実	理事(研究・企画担当)	学長特別補佐、企画戦略室長、副学長																					
坂本 淳一	理事(総務・財務担当)	文部科学省、筑波技術大学理事・事務局長、東京学芸大学副学長・事務局長																					
齋藤 繁	理事(病院担当)	集中治療部長、患者支援センター長、保険診療管理センター長、副病院長																					
五十嵐 優子	理事(学長特命(男女共同参画・ダイバーシティ)・非常勤)	群馬県生活文化スポーツ部長																					
近藤 潤	理事(学長特命(産学連携)・非常勤)	株式会社 SUBARU 取締役会長																					
<p>補充原則 3 - 1 - 1</p> <p>①</p> <p>経営協議会の外部委</p>		<p>経営協議会の学外委員については、国立大学法人群馬大学経営協議会規則に選考の基本的方針を明記して選任するとともに、選任理由をホームページで公表している。</p>																					

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>(国立大学法人群馬大学経営協議会規則)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/g111661.pdf</p> <p>1. 選任の基本的方針 (経営協議会規則第3条第1項第4号)</p> <p>経営協議会の学外委員は、国立大学法人群馬大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから選任する。なお、選任にあたっては国立大学法人群馬大学教育研究評議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について) ※【経営協議会委員の選任理由】参照</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</p> <p>1. 選任理由</p> <p>大学に関し広くかつ高い見識を有し、大学の運営や所活動全般について、経営面を中心として社会観点から様々なご意見をいただけるよう、各界の有識者からこれまでの経歴、実績などを考慮の上選任した。</p> <p>2. 選任状況</p> <p>学外委員として、自治体、マスコミ、金融、産業団体、企業、私立大学の幅広い分野から多様な人材が参画している。</p> <p>経営協議会の運営にあたっては、学外委員が役割を十分に果たせるよう以下のような工夫を行うとともに、経営協議会における意見への対応についてもその状況をホームページで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界、地方公共団体、マスコミ等から選考した外部委員から専門的な見識を踏まえた適切な意見をいただけるよう、個別具体的なテーマを設定のうえ、意見交換の場を設けている。具体的には、地域の課題である教育改革、就職問題、産学官連携などの議題を多方面に渡る専門的な観点から意見交換を行っている。 ・学外委員の出席の機会を確保するために、年度初めに当該年度中の開催日程を提示している。 ・会議の開催にあたっては、対面、オンライン、ハイブリッド方式など開催方法の多様化を図っている。 ・必要に応じて書面審議を行うなど、適時適切に意思決定を行えるよう努めている。 ・会議開催の1週間前までに資料を送付し、事前に資料を確認いただくことで、会議当日に各委員の持つ専門的知見を活かした意見をいただけるよう努めている。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(経営協議会議事要旨) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/out008_002/g175006</p> <p>(経営協議会における意見への対応について) (第Ⅲ期) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/7eb8de8c65b44a43c506175448059307.pdf (第Ⅳ期) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/03/869be1f7cb2923898d8ab88edfa95245.pdf 平成 30 年度から令和 5 年度までの間に外部委員から寄せられた意見とそれを踏まえて本学が法人運営に活用(取組)した結果を示したものの。</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及 び選考理由</p>		<p>学長(候補者)に係る選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由等をホームページで公表している。</p> <p>1. 公表場所 ホームページ、本部管理棟及び各学部棟の掲示板、報道発表</p> <p>2. 公表内容 ・選考基準 (国立大学法人群馬大学の望ましい学長像について) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/092e0dc7b4d3b4e1b343a19519f67cfe.pdf 本学の基本理念を踏まえ、次の資質と能力を具えている者であることが望まれる。</p> <p>(1) 人格が高潔で学識が優れ、学内外からの信頼を得て大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営し、戦略的に大学経営基盤を強化できる能力を持つ者であること。</p> <p>(2) 中期目標を確実に達成するため、大学の現状を把握し課題を抽出したうえで、教育、研究、社会貢献等の諸活動について社会の現状と未来を見据えた明確なビジョンを示し、強いリーダーシップによって実践に至らしめる者であること。</p> <p>(3) 地域活性化の中核的拠点として地域とともに大学を発展させ、あわせてグローバル化を推進することにより、世界の最先端を目指す存在感のある大学づくりに真摯に取り組む者であること。</p> <p>(4) 社会との信頼関係を築くため、優れたコミュニケーション能力によって国内外に広くネットワークを形成し、積極的に情報発信する者であること。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>・選考結果、選考過程、選考理由 (学長選考・監察会議)【2020年度学長選考会議】を参照 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 選考過程：学長候補者選考実施計画概要や望ましい学長像を公表するとともに、経営協議会・教育研究評議会から学長適任候補者が推薦される。その後、学長選考・監察会議や場合により意向聴取実施委員会を経て、学長候補者が決定される。 選考理由：目まぐるしく変わる社会の中で、群馬大学のおかれている状況を的確に把握し、我が国の中核的な教育研究拠点として果たすべき将来のビジョンを最も明確に示した。また、高い志と強い熱意によりリーダーシップを発揮し、群馬大学がこれまで行ってきた改革を継承するとともに、さらなる発展に導くことができると判断されたため。</p> <p>(学長候補者の公示) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/11/ed8f87b485c3fa1ac6feb05580ba9f35.pdf</p> <p>3. その他公表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・選考実施計画概要 ・学長適任者 ・意向聴取を実施する場合は、意向聴取に関すること及び意向聴取結果(学長選考・監察会議) <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 (国立大学法人群馬大学学長選考規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf (国立大学法人群馬大学学長選考実施細則) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長選考・監察会議は、学長の任期を、学長が適切にリーダーシップを発揮し責任をもって大学運営を行える適当な期間として4年と定めている。さらに、継続的な経営・運営体制を構築するため、学長に再任の意思を確認したうえで、学長の再任審査を行い、再任を可とした場合は任期を2年とし、連続する任期の上限を6年と定め、中期計画期間と同様の6年間とすることで安定的にリーダーシップを発揮できるようにしている。</p> <p>また、学長の再任があった場合も再任理由をホームページで公表している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>・過去の再任理由 (学長選考・監察会議)【2018年度学長選考会議】を参照 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 (次期学長候補者の決定について(公示)) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/12/20181207_kouji.pdf</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長選考規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf (国立大学法人群馬大学学長選考実施細則) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf (国立大学法人群馬大学学長任期規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023040.pdf (再選考の場合の学長の任期について) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023045.pdf</p>
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長選考・監察会議は、学長の解任手続きを整備し、ホームページで公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長解任規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023030.pdf</p>
補充原則3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>学長選考・監察会議において、学長就任後2年度目以降、学長の業務執行状況に関する任期途中における評価(中間評価)を毎年実施し、今後の法人経営に向けた助言等を行っている。また、この評価結果はホームページに掲載している。</p> <p>(学長選考・監察会議)「学長の業務執行状況の確認について」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</p>
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法及び専任理由		<p>学長選考・監察会議は、中立性・公平性を担保し法人の長から独立性をもった組織とするため、委員に学長を加えず、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることとしている。</p> <p>【経営協議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第1号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学経営協議会規則第3条第1項第4号に掲げる者(経営協議会の学外委員)の中から、経営協議会において、合議</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>により4名を選出している。</p> <p>選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを選出している。</p> <p>【教育研究評議会において選出された者】</p> <p>国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号から第9号までに掲げる者（学長が指名する理事、学長が指名する副学長、学部長・研究科長・学府長・学環長、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター長、事務局長、学部・研究科・学府・生体調節研究所から推薦された教授で学長が指名したもの）の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。</p> <p>選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名と学長を除く評議員から1名を選出している。</p> <p>経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。</p> <p>（学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」） https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</p>
<p>原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。</p> <p>（学長選考会議） https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</p> <p>2021年9月22日の令和3年度第2回学長選考会議における審議の結果、大学総括理事を置かないこととしている。</p>
<p>基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>1. 行動規範等コンプライアンスの遵守</p> <p>コンプライアンスの遵守に係る方針として「群馬大学行動規範」、「群馬大学科学者行動規範」、「国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則」、「国立大学法人群馬大学教職員就業規則」、「国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程」及び「国立大学法人群馬大学安全保障輸出管理規則」等を定め、eラーニングにおいて、受講を必須とするコース（ハラスメント防止、個人情報管理、情報セキュリティ、研究不正防止、資金適正執行、利益相反マネジメント等）を設けている。また、教</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>職員に周知し、履修履歴を管理することで未受講者については受講を促すことにより、対象となる全教職員の受講を徹底している。</p> <p>(コンプライアンスの推進)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/g9889/g9891 (群馬大学行動規範)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf (群馬大学科学者行動規範)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf (国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011120.pdf (国立大学法人群馬大学教職員就業規則)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0220/022010.pdf (国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_07/071040.pdf (国立大学法人群馬大学安全保障輸出管理規則)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_06/061220.pdf</p> <p>2. 内部統制</p> <p>「国立大学法人群馬大学業務方法書」で内部統制に関する基本事項を定めているほか、「国立大学法人群馬大学内部統制規程」において内部統制担当役員や内部統制推進責任者の設置及びその役割を明示するなど、内部統制の体制整備に加え、内部統制システムの有効性の担保を目的としたモニタリングについて規定している。また、内部統制の整備、継続的な見直しや運用に関し、必要に応じた改善策を検討するため、内部統制委員会を設置している。</p> <p>年度毎に「内部統制システム推進計画」を作成のうえ、内部統制システムの体制整備状況及び運用状況を確認し、内部統制委員会へ報告している。なお、本計画の中では、独立的評価として、監事による監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による監査により評価を受けている。</p> <p>(国立大学法人群馬大学業務方法書)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/fb8180cef67193276c2525aeb203548c.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(国立大学法人群馬大学内部統制規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021250.pdf</p> <p>3. 公益通報窓口</p> <p>公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）の趣旨に則り、「国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程」を整備し、通報窓口を運営している。公益通報窓口として、学内者だけでなく外部者からの通報の受付も可能な「公益通報窓口」（本学 web サイト、メール、電話等）を設置している。</p> <p>また、通報者の保護等を目的として、内部通報の外部受付窓口を次のとおり設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託による「公益通報外部ホットライン（TEL:0120-390-288）」及び web 窓口を設置している。 ・外部委託弁護士による受付窓口を設置している（医学部附属病院における医療安全に関する外部相談（通報）窓口（TEL:0120-310-066）） <p>(国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021190.pdf</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>1. 法令に基づく情報公開</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 22 条及び学校教育法施行規則等に基づく公開情報に関しては、ホームページの「情報公開」において公表している。</p> <p>(群馬大学ホームページ) ※情報公開 https://www.gunma-u.ac.jp/outline</p> <p>(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報等の提供)</p> <p>法人情報： https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898 (学校教育法施行規則等に規定する情報等の提供)</p> <p>教育情報： https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902</p> <p>2. 大学独自の情報発信</p> <p>上記の法令に基づく情報発信だけでなく、大学として、ホームページ、広報紙「GU'DAY」、ソーシャルメディア（YouTube、X (Twitter)、Facebook、LINE、Instagram)、大学概要、各学部パンフレット等の広報媒体を利用して、大学の諸活動について情報発信をしている。また、報道発表や記者会見を通して適時、大学の成果等を発信している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(群馬大学ホームページ) https://www.gunma-u.ac.jp/ (広報誌 GU'DAY (グッデイ)) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday (群馬大学 SNS 公式アカウント) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns (大学概要) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1934 (各学部パンフレット等) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1938 (報道発表) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946 (記者会見) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349 (群馬大学研究活動報「水源」) https://research.opric.gunma-u.ac.jp/public/suigen/</p> <p>3. 公表方法 補充原則 4 - 1 ①に記載のとおり。</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な 内容・方法による公表 の実施状況</p>		<p>ホームページでは、新着情報の目的別の公表や法定公開情報に関して「情報公開」の項目を設けるなど、情報の内容を明瞭にした公表を行っている。</p> <p>また、ステークホルダーを分類し、「入学希望の方」「在学生・保護者の方」「卒業生の方」「地域・一般の方」「企業の方」といったタグや教職員を対象としたメニュー（学内教職員向け情報）を設定するなど、必要とする情報へのアクセスが容易になるよう、丁寧に情報発信をしている。</p> <p>なお、上記原則 4 - 1 で記載した大学独自の公開情報の手段により、情報公表の目的・意味に基づき、適切な対象・内容・方法を選択して公表しているが、ステークホルダーが掲載情報をより理解できるよう、公表事項ごとに要約や解説を示すなどの対応を進めている。</p> <p>このほか、入学希望者に対し、高校生の日常のツールである SNS (X (Twitter)、YouTube、Instagram、Facebook 等) を活用し、オープンキャンパスや入試情報、大学の活動などの情報を提供している。</p> <p>学生広報大使と教職員が協力して、大学生の活動、教員、タウン情報などを掲載した広報誌「GU'DAY (グッデイ)」を作成している。これは、在学生や同年代の若者向けの内容も含まれており、大学内や県内の高等学校や自治体等に配布している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>大学の教育研究活動を周知し、「優れた教育活動」「優れた研究成果」など大学の活動をステークホルダーに広く知ってもらうため記者会見等を行っている。</p> <p>(群馬大学ホームページ) https://www.gunma-u.ac.jp/ (群馬大学 SNS 公式アカウント) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns (広報誌 GU'DAY (グッデイ)) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday (群馬大学研究活動報「水源」) https://research.opric.gunma-u.ac.jp/public/suigen/ (記者会見) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349 (報道発表) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育効果に関する情報として、学位の取得状況や進路状況、各授業科目や学部卒業及び大学院修了時での到達目標の達成状況、学生の成長実感・満足度及び卒業生に対する企業からの評価等について、ホームページに「学修成果・教育成果に関する情報」として概要をまとめて公表している。</p> <p>また、学生が学習すべき事柄における到達レベルを明確にするための評価基準を示す情報をホームページで公表している。</p> <p>(教育情報) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902 ※「学修成果・教育成果に関する情報」 ※「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準について」</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報 (群馬大学ホームページ) ※情報公開参照 https://www.gunma-u.ac.jp/outline</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 (病院長選考) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/byouincho</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 (病院監査委員会) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g25693</p>